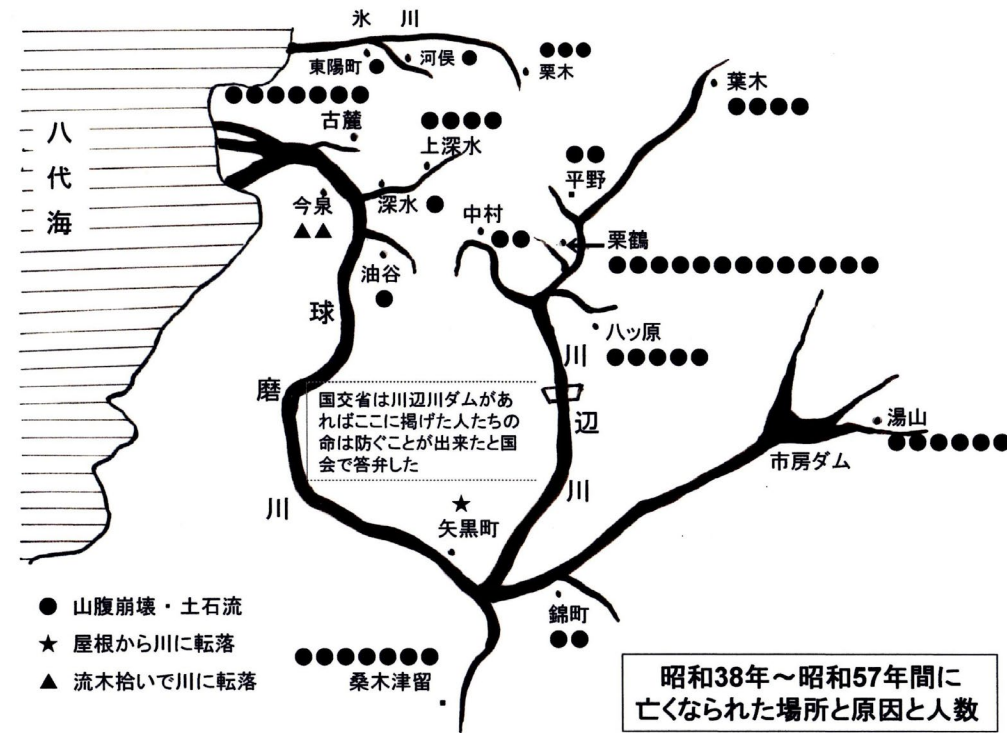


住民討論集会(2001~3年)以来、河川法と正面から向き合ってきた手渡す会

2020年球磨川流域豪雨災害が 「河川法ー公共事業」の問題点を暴く

～はじめに～
河川法の下、大嘘でしか正当化することが出来ない川辺川ダム建設



清流球磨川・川辺川を未来に手渡す流域郡市民の会

河川法が川を壊し、激甚な災害を引き起こしている

～ それでも、命より河川法に基づく川の開発事業最優先の国と県 ～

河川法 **川を開発(公共事業)の対象に閉じ込めている**

第一条 **洪水による災害が防止され、河川が適正に利用され、流水の正常な機能が維持され及び河川環境の整備と保全がされるように総合的に管理することにより国土の保全と開発に寄与し、もって公共の安全を保持しかつ公共の福祉を増進することを目的とする**

第二条 **河川は公共用物**であってその保全利用その他の管理は前条の目的が達成されるように適正に行われなければならない

河川法施行令 第十条の二の二 **ダムを柱とした川の開発**

イ、基本高水(洪水防御に関する計画の基本となる洪水)並びにその河道及び洪水調節ダムへの配分に関する事項
ロ、主要な地点における計画高水流量に関する事項



河川法が作りだした球磨川



洪水が発生すると2ヶ月以上もヘドロが流れ続ける

豪雨災害の現場で河川法を検証し、公共事業の在り方を問う

災害即治水対策ではなく、温暖化に伴う豪雨災害の特徴を把握する取り組みから

↳ 無駄な公共事業の助長

河川法の矛盾を表面化させてくれた

温暖化に伴う豪雨災害の特徴 温暖化現象の中でどのような豪雨災害が発生するのか

梅雨前線による2012年・2017年九州北部豪雨に学ぶ

雨の降り方が大きく変わり、災害の起き方も基本高水治水では対応出来ないものになった

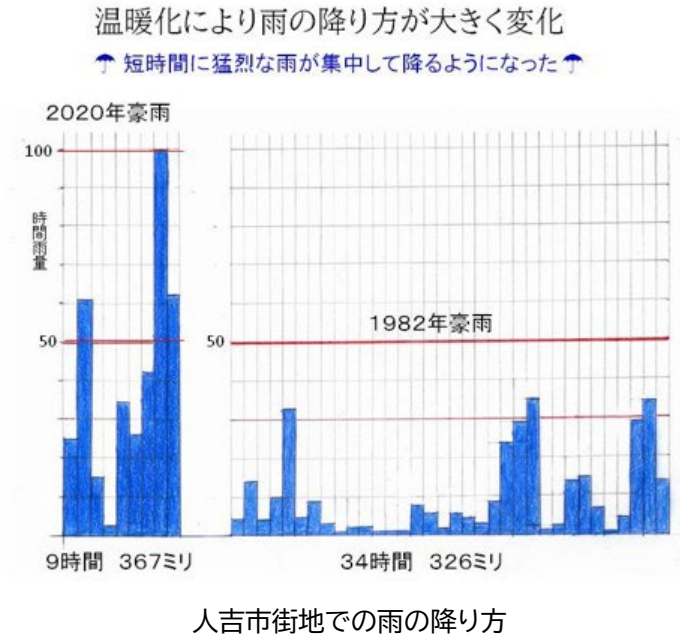


2012年阿蘇の黒川流域に猛烈な集中豪雨
黒川流域の山地は至る所で山腹崩壊、沢山の死者が出た。立野ダムでは救えない激甚な災害が発生。2017年の朝倉も同様な現象が起きていた。

九州北部豪雨の降り方 阿蘇は1時～8時 朝倉は13時～20時 時間雨量

2012年	阿蘇 坊中	8	32	93	89	102	124	39	13
2017年	朝倉 黒川北小路	62	93	124	114	39	97	68	90

短時間に集中的に降る強烈な雨は局所的であり、降った流域に即激甚な災害を発生させる。これが温暖化に伴う豪雨災害のごく一般的な現象になってしまった。 ※ 2012年に手渡す会は脱「基本高水治水」を提唱した



この災害の規模の大きさだけを独り歩きさせ、公共事業の利権を膨らませ続けている
この現象は球磨川流域豪雨災害後の国・県の対応に顕著に表れている

2020年球磨川流域でどのような豪雨災害が発生したのか

基本高水治水・流域治水モデル



災害は地域の特殊性を反映して発生する



危険な洪水や氾濫が発生した時刻

坂本町
大門地区
8時
屋根まで

球磨村
岩戸地区
8時
天井まで

球磨村
渡地区
7時30分
第二橋梁流失

人吉市下青井町
8時 床上1,8m

人吉市下新町 9時30分過ぎ 1,8m
上流側から下流側に流れていった

球磨川の氾濫だけの地区

			3時	4時	5時	6時	7時
球磨村	大槻	小川川	65	74	73	52	67
五木村	平沢津	川辺川	30	60	24	31	24

球磨川流域には全くタイプの異なる二つの豪雨災害がある。梅雨と台風。基本高水治水では対応できない豪雨災害である。

球磨川流域一番の豪雨地帯は八代市坂本町・球磨村・山江村であり、ここに降った猛烈な豪雨がそれぞれの支流の流域に激甚な災害を引き起こした。これは球磨川流域の自然の特殊性を反映させたものである。

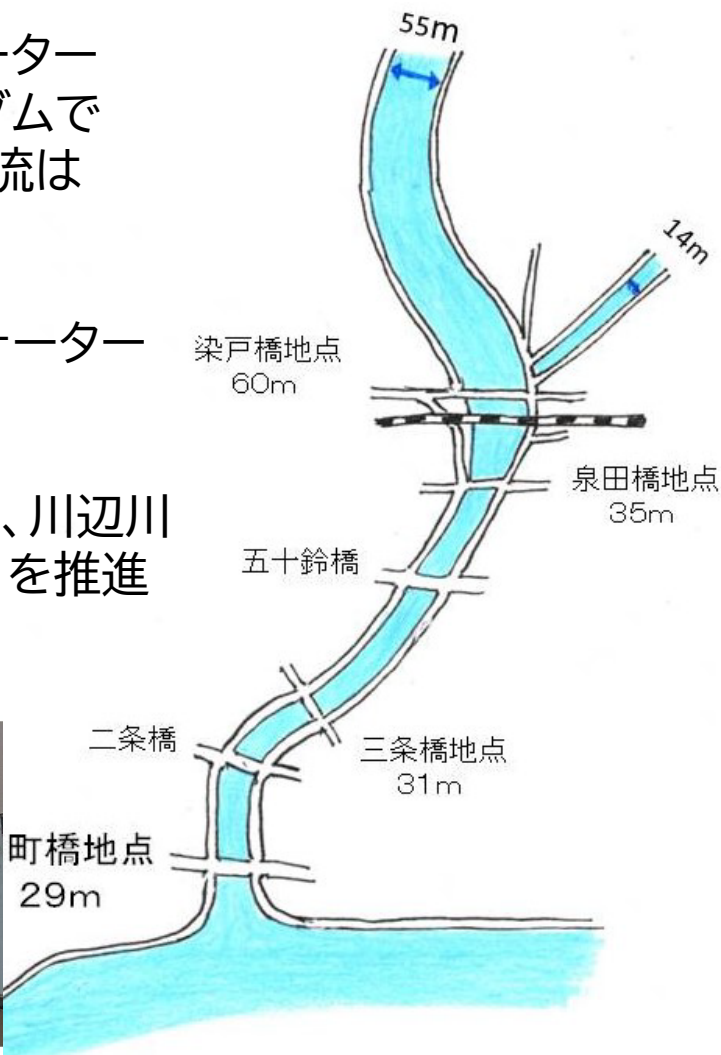
災害を引き起こした事実を無視し、川辺川ダムありきの街づくりを推進 国・県は支流の氾濫は川辺川ダムで防ぐことが出来ると氾濫の事実を無視して主張

国や県は
支流の氾濫はバックウォーター
現象で発生する。川辺川ダムで
本流の水位を下げれば支流は
氾濫しないと主張

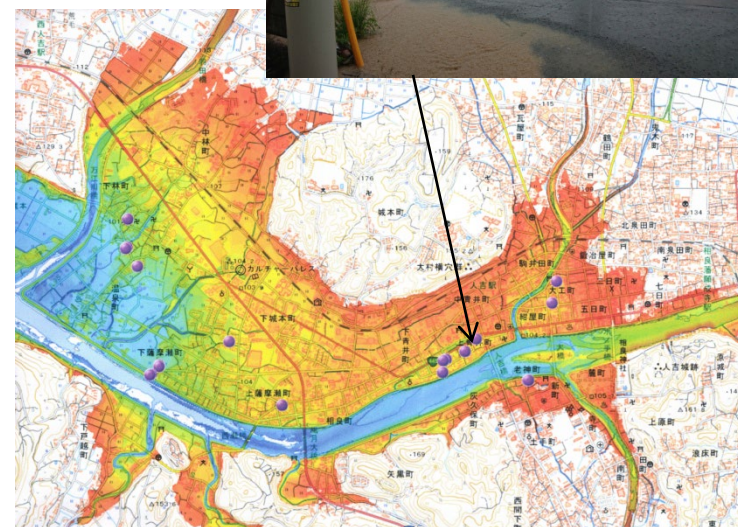
しかし
山田川の氾濫はバックウォーター
現象で起きたのではない
ところが

国・県はこの事実を無視し、川辺川
ダムを前提とした街づくりを推進

6:55 山田川 出町橋



市街地で多くの命を奪った氾濫水は
市街地をつくりだした支流から氾濫
したもの。この土地に残された旧河
道や用水路が氾濫水を急激な増水と
流れに変え、命を奪った

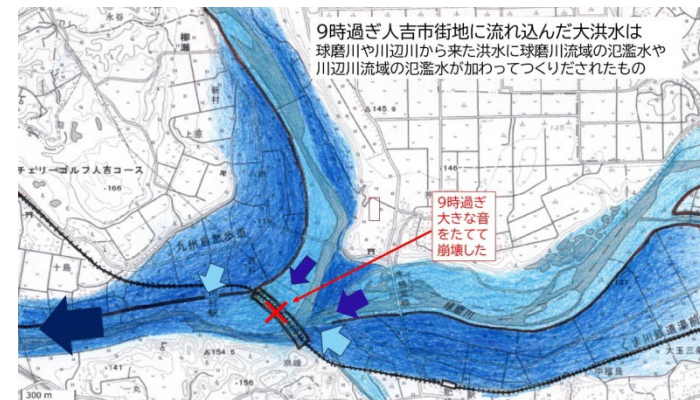
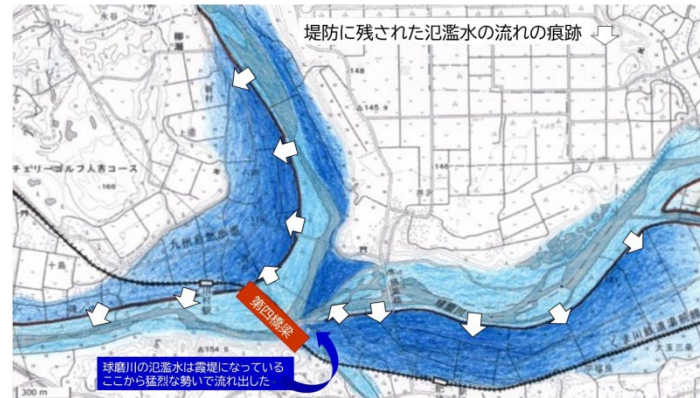


川辺川ダム建設のためには、現実が発生している災害を無にする

激甚な災害がなぜ発生したのかに関する検証は一切行わない

そして

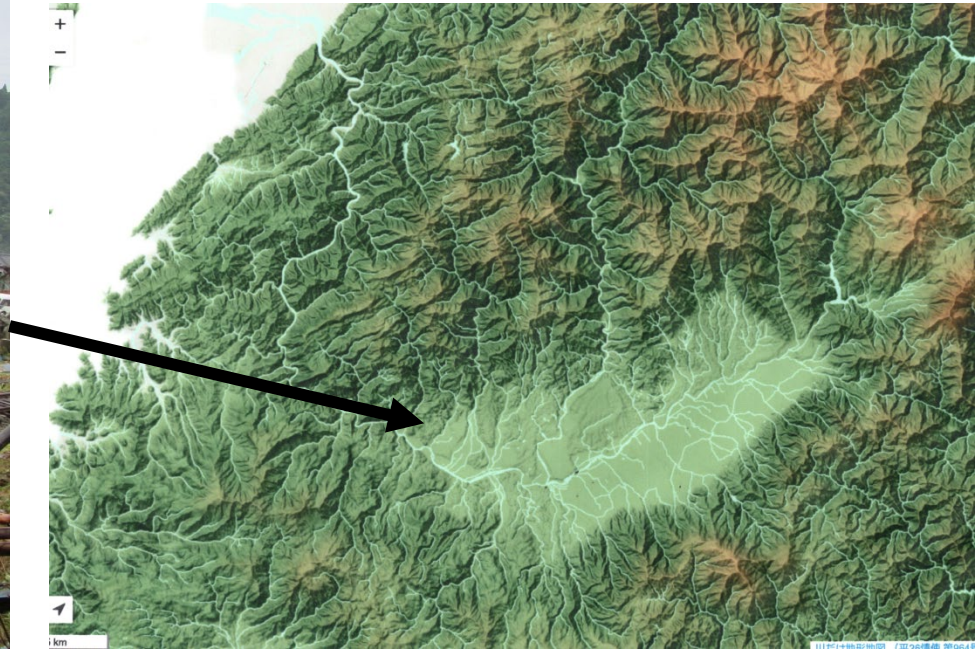
国や県は河川法の中に災害を閉じ込めようと躍起になっている



公共事業には好都合

治水の根本問題 災害と治水のイタチごっこ

基本高水治水が引き起こした激甚な災害



あらゆる治水対策が災害をさらに激甚化させた
住民はピロティ建設で対応したが居住地放棄



温暖化に伴う河川整備基本方針の見直しの正体は

河川整備基本方針の見直しは2020年豪雨は蚊帳の外、昭和47年豪雨で基本高水を策定した。昭和41年に計画した川辺川ダムを持ち出すために

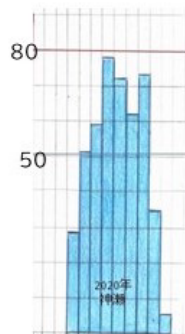
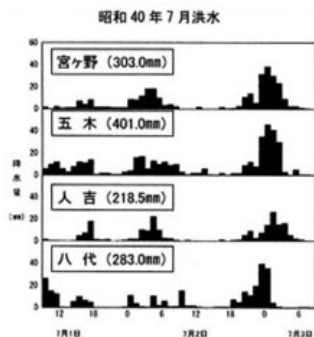
国・県は“なぜ、激甚な豪雨災害が発生したか”に関する分析も行わず、ダム建設のための資料作りに専念 **川辺川ダムで災害は防止出来たとする立場：豪雨検証もダムのためのもの**

国が行ったのは令和2年7月球磨川豪雨検証委員会 委員は市町村長

時間雨量30mmを超える激しい雨が8時間にわたって連続して降り続いた
戦後最大の洪水被害をもたらした昭和40年洪水や昭和57年洪水を上回る降雨を記録した

1972年の豪雨と2020年の豪雨を比較してみよう

	1972年	2020年
多良木	338mm/48時間	378mm/9時間
五木	268mm/48時間	284mm/9時間



住民が直面している豪雨災害は蚊帳の外に放り出し
河川法(基本高水治水)でさらなる激甚な災害を引き起こす
公共事業を推進する基本方針

河川整備計画
策定後は
命は逃げ遅れゼロで
清流はこれから
専門家に聞いて

最後に脳裏の留め置いていただきたいこと

激甚な豪雨災害の最中、多くの被災者が口にした言葉



テレビは、連日洪水を悪者に仕立て上げ
ダムがあればの大宣伝を繰り返していた

この時、被災した住民は

「川はなにも悪いことはしていない」

と発言し続けていた

この背後には

**川は陸上生態系においてとても大切な働きをしている自然である
人々の暮らしにも多大の恵みをもたらしてくれている自然である**

という住民の強い意識がある

河川法が掲げなければならない目的は、自然の歴史が育み続けている豊かな川を保全することである。

そして、人間はこの川とどのように付き合うべきかに関する理念を掲げることである。

川辺川ダムはすでに大嘘でサーチャージに達しています
嘘でしか正当化できないのが川辺川ダムです
災害の現場から河川法に関する議論が行われることを願っています



森 木本 黒田